

インボイス制度対応のための各種メンテナンスを行いました。PBシステムサポートページに、詳細情報や各種マニュアルを掲載しておりますので、ご確認ください。

インボイス制度対応各種メンテナンス

2023年7月12日(実施済み)

●● インボイス制度施行前後における、仕訳入力の注意点

仕訳日記帳

会計伝票

現金出納帳

銀行帳

ほか

PBシステムにおける仕訳入力では「400：課仕入」など従来どおりの消費税区分を設定したうえで、新設した【経過措置区分】の選択により消費税金額を算出する動きになります。仕訳日付によって、表示される項目や動きが異なりますのでご注意ください。

① 仕訳日付が「2023/9/30」以前の場合

【経過措置区分】は表示・選択できませんが、取引先の適格区分 [適] [免] は表示されます。
(※事前にマスタ作成⇒「取引先設定」で取引先の適格区分設定をおこなっておく必要があります。)

日付 登録No.	摘要 取引先	借方科目 補助科目	消費税 部門	金額 消費税金額
2023/09/30 50	展示会費用 [免] 田中美幸	広告宣伝費	課仕入 10% 内税 共通	220,000 20,000

② 仕訳日付が「2023/10/1」以降の場合

取引先の適格区分 [適] [免] に加え、適格区分によって判定された【経過措置区分】が表示・選択できるようになります。この経過措置区分 (100/80) に基づいて消費税金額が計算される動きになります。

日付 登録No.	摘要 取引先	借方科目 補助科目	消費税 部門	金額 消費税金額
2023/10/01 51	展示会費用 [免] 田中美幸	広告宣伝費	課仕入 10% 内税 共通	220,000 16,000

👉 (ヒント) 「2023/10/01」以降、経過措置区分が表示・選択できる仕訳

- 前提：基本情報設定において「消費税計算=する」と設定されている会社データ
- ・仕訳日付が [2023/10/01] 以降である。
- ・仮払消費税が発生する消費税区分を使用している。([400：課仕入] [410：軽仕入 (軽減税率)] など)
- ・税表示区分「内税」を選択している。